

府子本第 362 号  
3 文科初第 2537 号  
子発 0323 第 7 号  
令和 4 年 3 月 23 日

都道府県知事  
都道府県教育委員会  
各 指定都市・中核市市長 殿  
指定都市・中核市教育委員会

内閣府子ども・子育て本部統括官

文部科学省初等中等教育局長

厚生労働省子ども家庭局長

「子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」の一部改正について（通知）

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく子どものための教育・保育給付の教育・保育給付認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認については、同法、子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）に定めるもののほか、「子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成 26 年 9 月 10 日付け府政共生第 859 号・26 文科初第 651 号・雇児発 0910 第 2 号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）により行われているところであるが、今般、同通知のうち「第 3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に係る事務」について、別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 4 年 3 月 23 日から適用することとしたので通知する。

各都道府県におかれては、十分御了知の上、貴管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。）に周知するとともに、関係部局及び市区町村と連携の上、その運用に遺漏のないよう配慮願いたい。